

基本診療料

- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・継続的に質上げに係る取り組みを実施している保険医療機関の基準
- ・一般病棟/急性期一般入院料 1
(入院患者様 7 人に対し 1 人以上の看護師を配置)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1 20対1
- ・急性期看護補助体制加算25対1
(看護補助者5割以上)
注4看護補助体制充実加算2
- ・看護職員夜間16対1配置加算1
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2(入院)
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
注2医療安全対策地域連携加算1
- ・感染対策向上加算1
注2指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・身体的拘束最小化推進体制加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・データ提出加算2
- ・入退院支援加算1
注4地域連携診療計画加算
注8入院時支援加算2
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・地域包括医療病棟入院料2
注6 25対1看護補助体制加算
注7 夜間100対1看護補助体制加算
注9 看護補助・患者ケア体制充実加算3
注 10 看護職員夜間16対1配置加算1
注 11 リハビリテーション・栄養・口腔連携加算1
- ・回復期リハビリテーション強化体制加算
- ・地域包括ケア病棟入院料2
注3 看護職員配置加算
- ・入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)

特掲診療料	・心臓ペースメーカー指導管理料の 注5に掲げる遠隔モニタリング加算 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・糖尿病透析予防指導管理料 注4高度腎機能障害患者指導加算 ・小児運動器疾患指導管理料 ・二次性骨折予防継続管理料1 ・二次性骨折予防継続管理料2 ・二次性骨折予防継続管理料3 ・下肢創傷処置管理料 ・救急外来医学管理料2 注7院内トリアージ実施体制加算 注3救急外来緊急検査対応加算 2 ・外来腫瘍化学療法診療料1 注8連携充実加算 ・ニコチン依存症管理料 ・療養・就労両立支援指導料 注3に規定する相談支援加算 ・心不全再入院予防継続管理料1 ・心不全再入院予防継続管理料2 ・がん治療連携指導料 ・薬剤管理指導料 ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ・医療機器安全管理料1 ・救急患者連携搬送料 2 ・在宅療養後方支援病院 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の 注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 注3に掲げる遠隔モニタリング加算 ・持続血糖測定器加算及び 皮下連続式グルコース測定 1 ・検体検査管理加算(Ⅱ) ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ・ヘッドアップティルト試験 ・コンタクトレンズ検査料1 ・画像診断管理加算1 ・画像診断管理加算2 ・CT撮影及びMRI撮影 ・冠動脈CT撮影加算 ・心臓MRI撮影加算 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
--------------	---

	・外来化学療法加算1 ・無菌製剤処理料 ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ・集団コミュニケーション療法料 ・心不全に対する遠赤外線温熱療法 ・骨移植術(軟骨移植術含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。) ・椎間板内酵素注入療法 ・経皮的中心隔心筋焼灼術 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法) ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 ・輸血管理料Ⅱ ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静 (声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの)1 ・麻酔管理料(Ⅰ) ・周術期薬剤管理加算 ・看護職員処遇改善評価料45 ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ・入院ベースアップ評価料117
歯科基本診療料	・電子的歯科診療情報連携体制整備加算2 ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準 ・歯科外来診療医療安全対策加算1 ・歯科外来診感染対策加算1
歯科特掲診療料	・歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算 及び歯科治療時医療管理料 ・口腔機能実施指導料 ・有床義歯咀嚼機能検査1の口 ・歯科口腔リハビリテーション料2 ・CAD/CAM冠 CAD/CAMインレー ・歯周組織再生誘導手術 ・クラウン・ブリッジ維持管理料 ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ・歯科技工所ベースアップ支援料

2026 年 7 月 1 日現在